

公益財団法人立山カルデラ砂防博物館競争的研究資金等不正防止計画

平成 28 年 6 月 1 日制定

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------|---|------|
| I 資金の適正な執行管理の徹底 | | |
| 1 総則 | | |
| ①計画的な資金の執行 | ・研究者は、競争的研究資金等の適正な執行と研究の円滑な遂行を図るため、資金の計画的な執行に十分留意する。 | |
| ②取引業者との癒着防止 | ・発注が特定の取引業者等に偏らないよう 配慮するとともに、取引業者等に対して誓約書等の提出を求める。 | 様式 1 |
| 2 物品等の調達 | | |
| ①発注・購入 | ・研究者は、物品を発注した場合は、直ちに見積書を添付し、総務課に提出する。 | |
| ②受注・納入・検収 | ・総務課は、業者から納品があったときは、直ちに検収する。 ・成果物がない役務の場合は、検収担当者が立会い、必要に応じ記録写真等により検収を行う。 | |
| ③支 払 | ・納品業者は、前項の検収を受けた後、総務課に納品書と請求書を提出する。 | |
| 3 旅費の執行 | | |
| ①旅行命令伺い | ・研究者は、出張しようとするときは、あらかじめ総務課に旅行命令伺いを提出する。 | |
| ②復 命 | ・研究者は、出張が完結したときは、5日以内に総務課に復命書を提出する。 | |
| ③領収書 | ・出張に航空機を利用した場合には、航空券購入に係る領収書を併せて提出する。 | |
| 4 賃金の執行 | | |
| ①雇用契約 | ・研究者は、アルバイト職員を雇用しようとするときは、予め雇用契約を締結し、総務課に提出する。 | |
| ②出勤確認 | ・ルバイト職員は、出勤の都度、総務課に備え | |

| | | |
|----------------------|---|---------------------|
| | 置く出勤簿に押印し、出勤時刻を記載する。 ・勤務終了後は、出勤簿に退庁時刻を記載する。 | |
| ③請求・支払い | ・賃金の支払いは、出勤簿に記された勤務実績を基に使用者である研究者の確認をとった後、アルバイト職員本人の口座に入金する方法で行う。 | |
| II 監査体制の整備 | | |
| ①内部監査体制 | ・資金の適正な執行を確保するため、内部監査を必要な都度実施する。 | 取扱規程第 12 条、内部監査実施要領 |
| III 関係者の意識の向上 | | |
| ①研究者によるルールの遵守 | ・研究者及び事務職員等は、公益財団法人立山カルデラ砂防博物館競争的研究資金等取扱規程等を遵守する旨の誓約書を提出する。 | 取扱規程第 5 条 |
| ②研修会・説明会の開催等 | ・定期的に研修会等を実施するとともに、研究費執行マニュアル等の複写を配布する。 | 取扱規程第 5 条 |
| IV 相談窓口等の設置 | | |
| ①相談窓口 | ・研究者は、資金の申請事務及び経理事務について、不明な事項、疑義が生じた事項等について相談窓口を活用する。 | 取扱規程第 8 条 |
| ②不正事案の通報窓口 | ・博物館における競争的研究資金等の不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口を設置し、ホームページ等を通じて通報窓口を公表するものとする。 | 取扱規程第 10 条 |

取扱規程＝公益財団法人立山カルデラ砂防博物館競争的研究資金等取扱規程

内部監査実施要領＝公益財団法人立山カルデラ砂防博物館競争的研究資金等内部監査実施要領

(様式 1)

誓約書

当社（当法人）は、公益財団法人立山カルデラ砂防博物館との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 公益財団法人立山カルデラ砂防博物館経理規程、公益財団法人立山カルデラ砂防博物館競争的研究資金等不正防止計画等の関係規程等を遵守するとともに、不正に関与しないこと
- 2 立山カルデラ砂防博物館内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- 4 立山カルデラ砂防博物館の職員から不正な行為の依頼等があった場合には、立山カルデラ砂防博物館に関する通報・相談窓口に連絡すること

平成 年 月 日

立山カルデラ砂防博物館長 殿

所在地

(※個人の場合住所)

名 称

(※個人の場合商号等)

代表者職・氏名

(※個人の場合氏名)

印

誓約書について

1 発注の際の誓約書

物品等の発注に関して発注が特定の取引業者等に偏らないよう配慮するとともに、取引業者等に対して誓約書等の提出を求めるものとする。

2 誓約書の提出

(1) 適用日（実施日） 平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

(2) 提出方法

郵送又は持参により、次の期限までに提出すること

提出先

〒930-1405 富山県中新川郡立山町芦峯寺字ブナ坂
立山カルデラ砂防博物館 総務課

① 従前からの取引業者は、順次提出（博物館からの最初の発注時まで）

② 新規の取引業者は、原則として見積書（入札書）の提出時まで（同時可）

※誓約書の様式は、博物館ホームページからもダウンロード可能

(3) 誓約書の提出を求める対象者 法人と取引を行う全ての事業者。ただし、次の者は誓約書の提出者から除外する。

① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関及び学校法人

② 国際組織、外国企業等

③ 電気、ガス、水道、通信、郵便運送、定期購読の出版事業者等

④ 弁護士、特許、税理士事務所等

⑤ 営利目的（商取引、反復継続）としての相手方ではない個人（謝金、報酬等対象者）

⑥ 情報、施設管理担当が発注する大学施設全体の工事請負又は維持管理業務受託者等

⑦ その他本件対象になじまない業種、取引等